

【いわき市担当課への確認した内容についてのご報告】

いわき市介護支援専門員連絡協議会 会長 山内俊明

1 出水期に対する備えについて行政確認事項

いわき市通知 「出水期の備えについて（依頼）」令和2年6月8日付について、当協会理事会において何点か疑問点がありましたので、理事会で意見をまとめ市担当者と面談の上問い合わせを行いました。面談にてご回答いただいた内容を当会にてまとめましたのでご確認ください

確認日時：R2 年7 月7 日（火）16 時半

市担当者：いわき市介護保険課長寿支援係 佐藤和幸様

確認者：当会コンプライアンス部 須釜初恵 鈴木亜希

Q1

災害時を想定し避難の為に必要な内容を居宅サービス計画に盛り込むとはどの程度の内容を想定しているのか？

ご回答要約

災害が多く発生している状況の中、有事の際速やかに避難行動が取れるよう、日頃より避難場所（一時避難場所、避難所、知人親類宅等）、避難経路、避難方法を訪問や担当者会議等の際確認し、避難体制を含むADL に応じた個別避難計画まで盛り込む事を想定している。強制ではなくあくまで協力のご依頼ですが、記載されている事が望ましい。

Q2

災害の発生時間帯によって避難計画も変わってくることが考えられる。利用サービスによって対応に違いがあると想定されるが、サービス事業所に対して「具体的に個別介護計画とすり合わせる」とはどのような内容を確認すれば良いか？電話での安否確認等と解釈してよいか？

ご回答要約（明確なご回答はありませんでしたが、以下のような内容と理解しました）

災害が発生した際の対応について各サービス事業所で立てる個別計画等で、担当者会議等の際、その内容を確認し、本人、家族、ケアマネジャー、サービス事業所、近隣住民等が役割を持って対応できるよう話し合っ欲しい。

Q3

避難行動要支援者登録について

ご回答要約

登録は避難支援を保証するものではなく、あくまで災害時に備えて登録を行っていただく事により災害発生時、避難支援を要する方がどこにいるかを把握する為のものである。

なお、通知に対し、疑問点がある場合は個別に長寿支援係へ問い合わせをしてくださいとのことでした。

2 配食サービスの申請について行政確認事項

当協会会員より、配食サービスの申請に関して、問い合わせがあったため、理事会で協議の上、以下の点について、市担当者と面談をし、回答を得ましたのでご報告いたします。

確認日時：R2 年7 月7 日（火）16 時

担当者：いわき市役所地域包括ケア推進課 松本聖羅様

確認者：当協会コンプライアンス部 須釜初恵 鈴木亜希

Q1

申請時、各地区センターで、必要提出書類の違いや、食のアセスメント会議参加など対応がまちまちとなっている。地区センターでの対応を統一していただく事は可能か？

ご回答要約

配食に関する総合的な窓口は地域包括ケア推進課が担っているが、申請及び決定に関しては、要項によって各地区センター所長に一任することが決まっている。各地区センターで対応が異なる事は致し方ない。申請について意見がある場合は、地域包括ケア推進課に連絡をいただき、各地区センター所長に伝える事は可能である。

Q2

担当ケアマネジャーがついている利用者の配食申請について、確認しました。

ご回答要約

基本的にケアマネジャーがついている場合、配食サービスの申請はケアマネジャーが行うよう決まっており、利用者本人、家族からの申請は受け付けない。

Q3

配食サービスを申請する場合、ケアプランの提出は必要か？

ご回答要約

高齢者保健福祉サービスに位置づけられているものの中で、配食サービスはいわき市が料金の負担を行っているサービスであり、他のサービスとは異なる為、ケアマネジャーが担当されている場合はケアプランの提出をお願いしている。

今回の問い合わせは以上2点（出水期・配食サービス）について実施いたしました。

本文書は、頂戴したご回答内容を要約し記載いたしました。ご不明な点は当協会事務局までご連絡ください。

今後も会員の皆様の業務に役立てていただけるよう活動してまいります。

よろしく願いいたします。